

聖籠町入湯税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月11日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第35号

聖籠町入湯税条例等の一部を改正する条例

(聖籠町入湯税条例の一部改正)

第1条 聖籠町入湯税条例(平成10年聖籠町条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和42年聖籠町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(聖籠町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 聖籠町後期高齢者医療に関する条例(平成20年聖籠町条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(聖籠町介護保険条例の一部改正)

第4条 聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第5条 聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年聖籠町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。